

諮問事件：

諮問番号：平成21年（情）諮問第4号

事件名：会計検査院事務総長が平成21年2月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成21年 9月 2日

答申日：平成21年12月10日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院事務総長が平成21年2月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に係る文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成21年6月15日付け210普第162号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の判読可能な部分の記載によると、おおむね以下のとおりである。

口頭による意見陳述の機会を求める。諮問庁に私の話を聞きに来るように答申するのは当然である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁から提出された諮問書によると、不開示決定の経緯は以下のとおりである。

1 第1回補正の求め

審査請求人は、処分庁に対し、平成21年2月24日付けで開示請求を行った。

しかし、開示請求書の「開示を求める行政文書」欄に記載された内容には判読不明の部分があり、判読可能な部分についても当該開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求

手数料」という。)相当額の収入印紙が貼付されていなかった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、21年3月16日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、次の「ないし」のとおり開示請求書の補正の求めを行った。

開示請求書の「開示を求める行政文書」欄に記載されていると解される文字を想定して処分庁が当該記載内容を清書した上、この清書した内容が請求内容と相違がないかの確認を求めるとともに、判読困難な部分について追記すること。

当該開示請求に係る文書を特定するに足りる具体的な情報(文書の作成時期、文書の種類又は名称等)を提供すること。

書面による開示請求である本件については、少なくとも開示請求書1通につき300円の収入印紙の貼付が必要であるとして、収入印紙を送付すること。

2 第2回補正の求め

上記の第1回補正の求めに対し、審査請求人から、21年3月24日付けで、「補正書」と読み取れる文書(以下「補正書」という。)の提出があったものの、上記により処分庁が求めた確認及び追記に対しては応答がなく、補正書に記載された内容にも判読不明の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙の送付がなかった。

このため、処分庁は、審査請求人に対し、21年4月9日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、開示請求書及び補正書について、前記「ないし」と同様の内容の補正の求めを行った。

3 第3回補正の求め

上記の第2回補正の求めに対し、審査請求人から、21年4月13日付けで、「補正書」と読み取れる文書(以下「再補正書」という。)の提出があったものの、前記に対する追記によっても、本件開示請求に係る文書を特定することはできず、再補正書に記載された内容にも判読不明の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙の送付がなかった。

このため、処分庁は、審査請求人に対し、21年5月21日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、開示請求書、補正書及び再補正書に

ついて、前記 ないし と同様の内容に次の の内容を加え、補正の求めを行った。

本件開示請求を取り下げる意思を有する場合は、指定の期日までに連絡すること。

そして、上記の第3回補正の求めに対し、審査請求人から、21年5月27日付けで、「補正書」と読み取れる文書（以下「再々補正書」という。）の提出があったものの、前記 ないし に対しては応答がなく、再々補正書に記載された内容にも判読不明の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であると認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙の送付がなかった。

このため、処分庁は、再々補正書をもってしても、開示請求書の「開示を求める行政文書」欄の記載内容では、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であること、また、指定した期限までに開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成21年6月15日付け210普第162号）。

以上のとおり、本件開示請求には形式上の不備があるとして不開示とした本件開示請求に係る処分は適法かつ妥当なものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

| | | | |
|-------|-----|-----|-----------------|
| 平成21年 | 8月 | 5日 | 審査請求人から意見書の收受 |
| 同年 | 8月 | 17日 | 審査請求人から追加意見書の收受 |
| 同年 | 8月 | 21日 | 審査請求人から追加意見書の收受 |
| 同年 | 9月 | 2日 | 諮問書の收受 |
| 同年 | 9月 | 4日 | 審査請求人から追加意見書の收受 |
| 同年 | 9月 | 17日 | 審査請求人から追加意見書の收受 |
| 同年 | 10月 | 14日 | 審議 |
| 同年 | 10月 | 26日 | 審査請求人から追加意見書の收受 |
| 同年 | 11月 | 11日 | 審議 |
| 同年 | 12月 | 9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。し

かし、当審査会において、処分庁あてに送付された開示請求書について確認したところ、開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「開示を求める行政文書」欄の記載について、処分庁は、判読困難な部分に対する追記及び文書の特定に必要な情報の提供という補正の求めを行ったが、審査請求人の提出した補正書等の内容からでは、開示請求に係る文書を特定するには至らないものと認められる。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求手数料の納付、補正書及び再補正書に記載されていると解される請求内容の確認、判読不明の部分の追記及び行政文書を特定するに足りる具体的な情報の提供を内容とする補正の求めを行っており、補正の求めはいずれも情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子